

第19回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果

＜行政に対する意見、要望等＞

(総合計画)

行政は、総合計画の実施計画を毎年見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表し、基本となる計画の策定及び見直しを行うにあたっては町民の参加を図り、検討内容を公表する。

(財政運営)

健全な財政運営を行い、予算・決算財政状況等わかりやすい資料を作成のうえ公表する。

(行政評価)

行政評価の実施にあたっては、町民等の参加による外部評価を行うとともに情報を公表する。

(政策法務)

地域の課題を解決する政策の実現のため、条例・規則等を制定する権限を十分に活用する。

(危機管理)

危機管理体制を整備し、地域が一丸となって、協力体制の整備に努める。

1、町民を主人公とした職務執行姿勢の確立、自分が仕事をしやすいかどうかを中心に考える傾向にあるのでは。

2、より一層の効率化や効果を重視した職務姿勢の確立

3、時代の変化や将来を見据えたうえでの政策、事業等の実施

4、住民協働、住民参加の推進(口先だけでなく実行のある推進姿勢の確立)

5、行政と民間の役割分担の明確化

6、行財政改革の積極的推進

7、職員研修の充実強化

8、政策法務等地方分権の流れを生かした行政の推進

縦割行政を無くす。

行革の成果は一定程度出ているので、これからは職員数をあまり減らさないで欲しい。

これ以上減っていくと、住民サービス低下に繋がってしまう。

第5期美幌町総合計画について、前町長の下で作成されたため、前町長と現町長の考え方の中で、違う政策を考えている部分もあると思う。基本柱である総合計画を新たに組みなおす計画はないのか。前町長が作成した基本柱を現町長が実行している構図に、若干の違和感がある。2006年から2015年までの長期の計画であるから、町長が変わったから作りなおすという類の物ではないのか。

<議会、議員に対する意見、要望等>

(議会の責務)

- 将来に向けた町づくりの展望をもって、課題を的確に把握し、活動する責務。
- 議会は、町民からの意見を聴取し議会運営について町民に説明する責務を有する。
- 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者と意見をする機会を設ける。

(議員は)

- 町議会議員は、町民の代表者として自己研鑽に務めながら職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
- 町民との信頼関係をつくりながら、政策提言及び立法活動に努めてほしい。

- 議会とは、何をしている所なのか、議員とは何をしている人達か、知らない町民は多いと思う。
- 本会議や委員会で何がどういう過程で、どのように話し合われ、議案に対してYES、NOを決めているのか分からぬし、興味がある。
- 議会広報において、どのような質問をされて、町長が回答している様子は分かるが、何を発端にその質問に至ったのか、町の議案に対して関連性のある質問なのか、議員自身の活動の中からの質問なのかが分からない。

- 1、町民ニーズの把握と住民の声を聞き政策に反映させる。(納税者である住民の代弁機能の發揮)
- 2、政策立案、提案機能の充実強化
- 3、行政監視機能の強化充実(特に、単なる誤りのチェックではなく事業効果、投資効果のチェックに重点を置く)
- 4、徹底した討議と意思決定(この場合、住民の中に入り住民ニーズを把握し我田引水的な議論にならないように留意すること。)
- 5、議会自身による自己点検の徹底
- 6、住民に対し開かれた議会となるよう工夫した分かりやすい情報提供等に努力を。(公聴会、参考人制度、議会として住民が判断できるよう材料提供をするような工夫も大切)
- 7、陳情、請願の審議の際、直接住民に説明の場を与えるなど工夫も必要では。
- 8、決算審査にあたっては、計数的なことより事業効果、事業選択が適切であったかなどを重点に審査するとともに決算審査が予算に反比されるよう配意すべきである

町民に解りやすく、みえる議会。

「美幌町の福祉向上」のために議員活動をしてほしい。

最近、全会一致での否決や修正可決などが目立つが、行政の方針を棄却または変更しなければならない理由を住民が理解できる言葉で伝えてほしい。(議会報告会などを積極的に開催して欲しい。)その議決が美幌町のためであることを、きっちり住民に説明して欲しい。(本会議での反対討論では、その意が汲み取れない。)説明の場が設けられないのであれば、行政からの反問権を早急に制度化する必要があるのでないか。議場で住民は発言できないのだから、その役目(なぜ否決又は修正しようとするかの理由を明らかにすること)を行政が行わなければならない。

<行政・議会に対する共通意見>

政府は、通常国会に地域主権戦略会議設置の法制化と義務づけ・枠づけの見直しを盛り込む地域主権一括法を提出了。そして、基礎自治体への権限委譲、一括交付金化の論点整理、自治体間連携の推進などを盛り込む地域主権戦略大綱を策定することを決めた。

分権改革が大きく動き出している。分権がどう進んでも自治体は財政窮屈の状況から逃れることはできない。国の900兆円に及ぶ巨額債務の重圧は、今後も自治体経営にのしかかってくる。少子・高齢社会や雇用創出などの政策需要は今後待ったなしに増大する。

自治体はもはや国に多くの財源財源を頼ることはできない。分権改革で自治体の政策実施の自由度は増すが、財政規模は拡大しない。完全な財政縮小時代を迎えて、自治体は、行政の減量要因と增量要因をしっかりと見極めながら、町民合意を前提に少ない資金を真に必要な政策に投じる選択と集中を徹底して、健全経営に努めなければならない。今こそ行政と議会が切磋琢磨して「自律自治体」の構築に努めてほしい。

<行政・議会に対する要望>

- ①自治体の憲法と称される自治基本条例を制定してほしい。情報公開、町民参加、住民投票、総合計画、政策評価等自治運営にとって基本的な制度を整備して自治体運営をしてほしい。
- ②議会基本条例を早期に制定してほしい。条例には、「議会報告会」、「請願・陳情者の意見陳述」、「議員間の自由討議」を必須条件として制定してほしい。